

第二共和政ポーランドにおける議会政治の幕開けと民族的少数派(1) — 東ガリツィア・ユダヤ人の選択 —

The East Galicjan Jews' engagement in the 1922 Parliamentary Elections and Presidential Elections in Poland.

安井 教 浩 Michihiro YASUI

目 次

I はじめに
II 東ガリツィアのゆくえ
1 第一次世界大戦後の国際関係における東ガリツィア
2 東ガリツィアの自治とユダヤ人
III 「民族的少数派ブロック」成立とその背景
1 選挙法をめぐって (以上本号)
2 民族的少数派ブロックと東ガリツィア・ユダヤ人 (以下次号)
IV 第一議会選挙と「ユダヤ議員団」の登場
V 「ユダヤ人の大統領」? — ナルトーヴィチの大統領選出
VI 大統領の死とその後
VII むすび

I はじめに

1922年11月、第一次世界大戦後に独立を回復したポーランドで初の本格的な議会（第一議会）選挙が実施された。まず11月5日には下院（Sejm）の、同12日には上院（Senat）の選挙がそれぞれ行われ、国民の目がその結果に注がれる中、やがて国内の各地で非ポーランド系住民（民族的少数派）¹⁾ の間から歓声が湧きあがった。なぜなら、民族的少数派には圧倒的に不利との当初の予想に反して、民族的少数派が大きな勝利を手にしたからである。この選挙の結果、新しい議会は、上下両院において議席のそれぞれ20%と25%が非ポーランド系の議員によって占められることになった。

第一次世界大戦後のポーランドは、総人口の約35%がウクライナ人、ユダヤ人、ベラルーシ人、ドイツ人など、非ポーランド系の諸民族によって占められる多民族国家となつた²⁾。1919年6月に調印されたヴェルサイユ条約は、ポーランド独立の承認とともに、ポーランドに含まれることになった民族的な少数派に対する諸権利の保障をポーランド政府に義務づける、いわゆる「小条約」（民族的少数派保護条項）と抱き合せで調印された。自国内の民族的少数派の処遇という、いわば内政に関わる問題で連合国から遵守すべき諸項目を押しつけられたことは、ポーランド社会の中に強い不満を呼び起こし

た。しかし、新生のポーランド国家を生活の場とすることになった非ポーランド系の人々からすれば、ともかくも批准をみたこの条約の存在は、自分たち少数民族の境遇がひとまずは国際的な監視の下におかれることを意味するものであった。また、1919年以来活動をつづけてきた憲法制定議会は、1921年3月にいたって正式な憲法（三月憲法）の制定にこぎつけたが、同憲法にも「ポーランド市民（obywatel polski）」の同権が謳われていた³⁾。ところが、三月憲法下に召集される新議会の選挙に先立ち制定された上下両院選挙法（1922年7月28日法）は、民族的少数派にとり、あまりにも不利な議員選出方法を規定するものであった。新選挙法の審議において主導権を握っていたのは、ポーランド民族主義を掲げて民族的少数派への敵意を隠さない右派の諸政党とそれに同調した一部の中道政党であったが、非ポーランド系住民の間では、新聞などから伝えられる選挙法をめぐる審議の様子から、早くも将来の議会における自らの民族代表の発言力については悲観的な気分が蔓延しはじめていた。

こうした情勢のもと、民族的少数派の政治指導者たちは、選挙での不利を補うべく非ポーランド系の諸民族を糾合した統一ブロックの結成を構想はじめる。そして、民族相互の間に横たわっていた利害や感情の相違を乗り越えて統一ブロックが実現した結果、ポーランド議会に姿を現した多数の民族的少数派議員は、政治的立場の如何を問わず、ポーランド人諸政党の目に大きな脅威と映つたのである。また実際、議会の民族的少数派は、上下両院の合同議会における初代大統領の選出と、その選挙結果に反発した右派による猛烈な反大統領キャンペーンの中で起つた大統領暗殺、そしてそれにつづく再度の大統領選挙と、第二共和政の幕開けとともに生じた激しい政治的動乱の中で大きな存在感を示し、その後のポーランド議会政治の中でも無視しえない役割をはたしてゆくことになる。

とはいえる、すべての民族的少数派が統一ブロックに参加したわけではない。とりわけ、ポーランド南東部に位置する東ガリツィア地方に居住する非ポーランド系諸民族の間での、議会選挙および統一ブロック形成の動きに対する反応は複雑であった。まず、東ガリツィアのウクライナ人の多くは、同地方のポーランド国家への帰属を認めない意思表示として選挙のボイコットを決め、ポーランド議会への参与を拒んだ。そうした中で、ポーランド人とウクライナ人とのはざまで苦渋の選択を迫られたのが東ガリツィアのユダヤ人であった。はたしてユダヤ人は、ポーランド議会に代表を送り、議会政治の枠内でユダヤ人のおかれている状況の改善に努めるべきか、それとも選挙に参加した後に予想されるウクライナ人からの敵愾心を慮り、やはり選挙には参加すべきではないのだろうか。しかし、最終的な国際的承認をえていないとはいえ、ポーランドによる実効支配がすすみつつあった当時の東ガリツィアにおいて、ポーランドの政府と社会に抗って選挙を拒むという選択肢はユダヤ人にはありえなかった。結局、東ガリツィアのユダヤ人社会は、統一ブロックに結集した民族的少数派と同様、ポーランド議会の舞台で自らの運命を切り拓いてゆく道を選ぶ。ただし、東ガリツィアのユダヤ人は、民族的少数派の統一ブロックには加わることを拒み、それ以後もユダヤ人以外の民族的少数派に対しては政治的に一線を画しつづけた。また、東ガリツィア選出のユダヤ人政治家たちは、選挙後、他の地域から選出されたユダヤ同胞議員とともに「ユダヤ議員団 (Koło Żydowskie)」を結成するものの、東ガリツィアの地域性と政治的伝統を背景とする独自の政治路線に固執し、東ガリツィア・ユダヤ人のこうした姿勢は、その後の「ユダヤ議員団」の活動全般を規定したのみならず、議会における民族的少数派の動向全体にも影響を与えることになる。

本稿は、第二共和政下のポーランド議会政治が開始される時期における民族的少数派の動向を、その中で独自の動きを見せた東ガリツィア・ユダヤ人の活動を重ね合わせながら検討しようとするものである。ところで、両大戦間期ポーランドの民族的少数派については、すでに多くの研究が現れ、それぞれの民族をめぐる問題の諸相が明らかにされてきてい

る。ただし、議会における民族的少数派、とりわけその中核をなした「ユダヤ議員団」の活動については、第一議会期（1922～27年）を中心にポーランド政治史の重要な部分を成しているにもかかわらず、国外で発表された一部の研究をのぞけば⁴⁾、これまで必ずしも十分な検討の対象となってきたわけではない。

しかし、東欧民主化の後、ポーランドでも政治的多元主義が息を吹き返し、議会が再び国家運営の中心となるにおよんで、ポーランド独自の議会主義の伝統が改めて注目されるようになり、分割期や両大戦間期における議会政治の体験が様々な角度から論じられるようになった。それでも、ポーランド国内の史家の関心が議会の民族的少数派に向けられ、実証的な研究が現れるようになったのは、ようやく最近のことである。もっとも、こうした研究史上の空白は、ルドニツキによる精緻な研究⁵⁾をはじめとする諸家の近業⁶⁾によって急速に埋められつつある。とはいえ、東ガリツィア・ユダヤ人の動向、その中でも主導的な役割を担ったシオニストの思想と行動について考察を深めた研究はまだない。そこで本稿では、以下、東ガリツィア・シオニストを中心に検討を試みることにしたい。

1) ある民族が擁する人口の多寡についての判断は、言うまでもなく相対的なものである。例えば、両大戦間期のポーランドに居住した500万人を超えるウクライナ人や300万余を数えたユダヤ人を、はたして少数と言いうであろうか。これらの人々を民族的に見て少数派として論じうるとすれば、それは、本章注2)からも見てとれるように、当時の東中欧で最大の3000万の人口を誇るポーランドには2000万ものポーランド系住民が居住していたという前提があってはじめて可能であることであろう。したがって、本稿で用いられる「民族的少数派 (mniejszości narodowe)」という語は、複数の民族が居住する国家において、数的には多数者である民族(多くの場合、支配的な地位も占める)に対して、数の上では少数者の立場におかれた民族を意味する、あくまで政治的な用語である。

また、居住分布から見て散在の傾向のあるユダヤ人は別として、一定の領域に居住している「民族的少数派」の場合、しばしば国境の向こう側の「本国」では同胞が「多数派」の支配民族として君臨し、他方で所与の国家においては多数派を成す民族が、近隣諸国では「民族的少数派」の境遇におかれというような事例には事欠かない。

2) 1931年の国勢調査によれば、ポーランド人2,060万人(64.7%)、ウクライナ人510万人(16.0%)、ユダヤ人310万人(9.8%)、ベラルーシ人200万人(6.1%)、ドイツ人80万人(2.4%)、ロシア人10万人(0.4%)、その他20万人(0.6%)。

フェリックス・ティフ編(阪東宏訳)『ポーランドのユダヤ人』(みすず書房、2006年)95頁。

独立後のポーランドにおける国勢調査は1921年と1931年の2度行われたが、その調査結果はいずれもポーランド政府による作為性が高く、史家は、それぞれの試算に基づいて民族別の住民数を提示している。ユダヤ人の場合には、母語(イディッシュ語・ヘブライ語)を基準とした場合、実際の住民数よりもかなり低い数字になってしまうため、宗教(ユダヤ教)を基準として算出されることが多い。これら国勢調査の問題点および民族別住民数の確定における困難さについては、次を参照。J.Tomaszewski, *Ojczyzna nie tylko Polakow*, Warszawa 1985, s.35-51。なお、本稿の叙述における「ユダヤ人」は、とくにことわりのない限り、ユダヤ教徒を意味するものとする。

- 3) Konstytucja Rzeczypospolitej Polskiej. Ustawa z dnia 17 marca 1921 r. 憲法には、「民族的、宗教的、言語的少数民族」の出自をもつ「ポーランド市民」も、他の「市民」と同等の諸権利を有することが明記されている(110条)。なお、憲法の全文はつぎのものに所収。K.W.Kumaniecki, *Odbudowa państwości polskiej. Najważniejsze dokumenty 1912-styczeń 1924*, Warszawa 1924, s.507-522.
- 4) 1922年に成立した民族的少数派ブロックに関しては、コージェツの手になる先駆的な研究がある。P.Korze, *Der Block der Nationalen Minderheiten im Parlamentarismus Polens des Jahres 1922*, "Zeitschrift für Ostforschung" 24 (1975) Heft 2. また本稿の主題に関しては、ランダウとネツェルによるつぎの研究もあるが、ヘブライ語で書かれたこれらの業績を本稿では利用できなかった。M.Landau, "The Bloc of Minorities" (1922) Elections instrument or political challenge ?, "Gal-Ed" 1978, t. IV-V; S.Netzer, The Establishment of the Jewish Caucus (Koło) in the Polish Sejm and Crystallization of its Parliamentary Strategy, 1922-1923, "Gal-Ed" 1987, t. X. (論文のタイトルはともに英文レジュメに拵る。)
- 5) S.Rudnicki, *Politycy żydowscy wobec idei Bloku Mniejszości Narodowych w 1922 roku*, [w:] *Problemy narodowościowe Europy Środkowo-Wschodniej w XIX i XX wieku. Księga pamiątkowa dla Prof. Przemysława Hausera*, Poznań 2002; Idem, *Żydzi w parlamencie II Rzeczypospolitej*, Warszawa 2004.
- 6) 議会のユダヤ人およびドイツ人を論じたものとしてはファウォフスキの著作があり、またウクライナ人の議会活動についてはブジョザによる研究が現れた。J.Fałowski, *Posłowie żydowscy w Sejmie Ustawodawczym 1919-1922*, Częstochowa 2000; Idem, *Parlamentarzyści mniejszości niemieckiej w Drugiej Rzeczypospolitej*, Częstochowa 2000; Idem, *Mniejszość żydowska w parlamencie II Rzeczypospolitej (1922-1939)*, Kraków 2006; C.Brzozza, *Ukraińcy w izbach ustawodawczych Drugiej Rzeczypospolitej*, [w:] *Ukraińskie tradycje parlamentarne XIX-XXI wiek*, Kraków 2006.

II 東ガリツィアのゆくえ

1 第一次世界大戦後の国際関係における東ガリツィア

1772年のポーランド分割(第一次分割)によってオーストリア領となったポーランド(ガリツィア¹⁾)のうち、ポーランド人が住民の多数を占める西部(西ガリツィア)については、第一次世界大戦の終結を俟たずにはじまっていた連合国それぞれの戦後構想においても、早い段階からポーランドへの編入が承認されていた。一方、ポーランド人、ウクライナ人、ユダヤ人が混住し、住民数のうえではウクライナ人が多数を占める東部地方(東ガリツィア)の帰

第二共和政ポーランドの行政区分(県)



表1：東ガリツィア3県における住民の民族別構成

(1931年) (千人)

	県別人口	ポーランド人	ウクライナ人	ユダヤ人	ロシア人	ドイツ人	チェコ人
スタニスワフ県	1480,3	241	1079	140	0	17	0
タルノボル県	1600,4	590	872	134	0	3	0
ルヴフ県	3127,4	1458	1305	342	1	12	1
*ルヴフ市	312,2	158	50	100	1	2	0

J.Tomaszewski, *Rzeczpospolita wielu narodów*. (Warszawa 1985) s.78. より作成

* ルヴフ市の住民数は、ルヴフ県の数値に含まれている。

(注) 上記の表は、1931年の国勢調査の結果を批判的に検討したポーランドの史家トマシェフスキによる試算である。この国勢調査の報告書では、母語を問う項目に対して「ウクライナ語」と回答した者と「ルーシ語」と答えた者とが、ウクライナ人の人口となるべく小さく見せようとするポーランド当局の意図によって別の民族として扱われていたが、トマシェフスキによれば、両者はここではともに「ウクライナ人」と見なされるべきである。

属をめぐっては議論が紛糾し、それは大戦後におけるヨーロッパ国際政治の焦点のひとつとなっていた。

文字通りの多民族的な空間である東ガリツィアの住民は、主としてポーランド人、ウクライナ人、ユダヤ人から構成されていた。これら3つの民族がそれぞれ住民全体において占める割合を、両大戦間期におかれた3つの県ごとに一瞥しておこう（表1を参照）。最も南部に位置し、ウクライナ人の割合が最も高いスタニスワフ県の場合、住民の比率はポーランド人が16.3%、ウクライナ人72.9%、そしてユダヤ人9.4%となっている。また、ソ連領ウクライナに隣接するタルノポル県でも、ポーランド人、ウクライナ人、ユダヤ人がそれぞれ占めている割合は、36.9%、54.4%、8.4%であり、ここでも住民の半数以上はウクライナ人であった。一方、これら3県の中で、状況がやや異なるのが東ガリツィアの州都ルヴァフ（ウクライナ語名リヴィウ、ドイツ語名レムベルク）を擁するルヴァフ県である。ここではポーランド人が46.6%と数のうえではウクライナ人の41.7%を凌ぎ、またユダヤ人も10.9%と全体の1割強を占めている。しかし、いずれにせよ、東ガリツィアは、全体的に見れば、圧倒的にウクライナ人が多い地域であった。

ところが、東ガリツィアの都市と農村それぞれにおける住民構成に目を向けると、例えばルヴァフ市の場合、住民の中で最も多いのはポーランド人の50.6%であり、ついでユダヤ人の32.0%となっており、ウクライナ人はわずか16.0%を占めるにすぎなかった。実は、ルヴァフのような大都市にかかわらず、都市におけるポーランド人とユダヤ人の優位は東ガリツィアのほぼ全域にわたって見てとれるのであり、かろうじてスタニスワフ県においてのみ、都市住民のうちポーランド人が29.4%であったのに対して、ウクライナ人が33.8%を占め、残りは34.8%を成すユダヤ人であった²⁾。すなわち、東ガリツィアでは、ウクライナ人の大半は農村に住み、ポーランド人とユダヤ人は都市住民の多くを構成するというかなり明瞭な構図が見られたのである。

東ガリツィアは、分割前には多民族の共和国ポーランドの版図の一部を成し、分割後も、ロシア領やプロイセン領（のちドイツ領）のポーランドと比べれば、はるかに大きな政治的・文化的自由を謳歌し

えたオーストリアの統治下で、東ガリツィアの都市には独自のポーランド文化が花開いた。このような東ガリツィアに対して、ポーランド人は、ポーランドの歴史を織り成した重要な地域として、ことのほか強い思い入れを抱きつづけ、またかつて長く共生してきた農村の民である「ルーシ人（Rusini）」（ウクライナ人の古称）が、いまや民族的な自覚を高めた「ウクライナ人（Ukraincy）」として、ポーランド人からの政治的な自立を志向しているなどという現実を認めようとはしなかった。ポーランド人にとって、「ウクライナ人」とは、自立的な発展の道を経て形成された「民族」ではなく、それは、分割期にオーストリア政府、あるいはドイツ政府によって、ポーランド人の愛国的運動を挫くべく意図的につくりあげられたものに他ならなかったのである。20世紀に入ってもなお、いわば分割前の心情にとどまろうとしていたポーランド人にとって、ポーランド文化の中心のひとつルヴァフを含む東ガリツィアは、新生ポーランドにとって決して欠くことのできない地域であり、ポーランドによる同地方の領有は自明のことと思われた。しかし、こうしたポーランド人の認識と、19世紀を通じて諸民族の間での民族的な覚醒がすすみ、また民族自決が謳われた第一次世界大戦後における東ガリツィアの現実との間には、あまりにも大きな溝が横たわっていた。

第一次世界大戦も終わりに近づいた1918年10月、多民族国家オーストリアが事実上瓦解してゆく中で、政治的自立を求める東ガリツィアのウクライナ人は、ポーランド人による支配の復活を警戒し、同年11月1日にはルヴァフ市の支配権を奪取した。ついで東ガリツィアとその周辺のウクライナ人居住地域を版図とする「西ウクライナ人民共和国」の建国が宣言された。こうしたウクライナ人の動きに対して、ルヴァフ市ではポーランド人が武器を手に立ちあがり、ウクライナ人との間に激しい市街戦が展開された。以後、東ガリツィアのほぼ全域にわたり、その領有をめぐってウクライナ人とポーランド人の間で文字通りの死闘が繰り広げられることになる。ひとたびは膠着状態に陥った両軍の戦線は、1919年春に至ってポーランド軍優勢のもとに動き出し、やがてウクライナ軍は東ガリツィアから駆逐され、西ウクライナ人民共和国政府はウィーンへと逃れた³⁾。

ポーランド・ウクライナ両民族の抗争に直面した東ガリツィアのユダヤ社会は、苦しい立場に立たされる。ユダヤ人のなかには、国際社会に対して自らの国家の正当性を主張するためにユダヤ人住民を自らの側に引きつける必要から、ユダヤ人の民族的自治を認めたウクライナ人の側につこうとする動きも見られたものの⁴⁾、ユダヤ人指導層の大勢は、抗争の際に中立に態度を決していた⁵⁾。しかし、ポーランド人は、こうしたユダヤ人による中立を受け容れず、逆に中立的な立場をとることはウクライナ人を利するものとしてユダヤ人への敵意を募らせたのである。1918年11月末にルヴァフで発生したポーランド人によるポグロム（ユダヤ人に対する集団的暴行）⁶⁾は、中立政策がユダヤ人の安全を決して保障するものでないことを物語っていた。その後、東ガリツィアは西ウクライナ人民共和国を崩壊させたポーランド軍によって支配下に置かれるが、同地域の国際的な地位はその後も長く定まらなかった。そうした中で、東ガリツィアのユダヤ人社会は、ポーランド人の側からの猜疑の念を呼び起こすことを恐れて、東ガリツィアの領土的帰属に関するうかつな言動を控え⁷⁾、自らの故郷である東ガリツィアのゆくえを見守ってゆくのである。

戦後ヨーロッパの再編に関する決定権を握る連合国最高会議は、東ガリツィアを徐々に本格的な占領下におきつつあったポーランド軍の動向に神経を尖らせていましたが、1919年に入り、東部戦線でボリシェヴィキの動きが活発化したのをうけて、ボリシェヴィキの脅威に備えることを優先し、19年6月にはポーランドによる東ガリツィア占領と暫定統治を条件つきながら認めていた。とはいえたが、まだ東ガリツィア領有が認められたわけではない。同年11月、連合国最高会議は、ポーランドに対して、25年間の期限を設けた東ガリツィアの委任統治を認める提案を行い、同地域を総督と独自の議会をもつ「自治的な地域」(kraj autonomiczny)とすることなどを盛り込んだ規約案を発表している⁸⁾。しかし、最高会議は、デニーキン率いるロシアの反革命軍がボリシェヴィキに敗退し、今度はポーランド軍とボリシェヴィキ軍との戦闘（ソ連・ポーランド戦争）が本格化してゆく中で、翌12月には上記提案の中止を決定するなど、連合国態度も揺らぎつ

づけた。

ところで、連合国が東ガリツィアの処遇を決めかねていたのは、同地域が民族的に複雑な事情を抱えていたからだけではない。東ガリツィアは、当時世界でも有数の石油生産量を誇る地域でもあった⁹⁾。大戦直後は、石油資源をめぐる欧米諸国の思惑の相違が、同地域の処遇を先延ばしにすることにもなっていたのである。いずれにせよ、東ガリツィアは、連合諸国や周辺諸国の政治的な思惑、また東部戦線における軍事的情勢など、様々な要因が複雑に絡まりあう中で、その後も処遇が決定されないままにおかされることになる。

東ガリツィア帰属の確定において大きな岐路となつたのが、1921年3月に締結されたリガ条約であった。ソ連・リトアニアとポーランドとの間で相互の国境を定めたこの条約の中で、ソ連はポーランドによる東ガリツィア領有を認めた。しかし、ヴェルサイユ条約は、ポーランドの東部国境に関して、その最終的な画定には連合国最高会議（のちに五大国（ソ連・イギリス・フランス・イタリア・日本）の駐パリ代表からなる大使会議に権限が委譲される）の承認を義務づけていた。しかも、リガ条約以後も、国際連盟をはじめとする国際政治の場では、東ガリツィアをめぐり、連盟保護下に同地域を独立させる議論や、ポーランドとの間に領土的な係争問題を抱え、西ウクライナ人民共和国の亡命政府を後押しするチェコスロバキアの保護下におく案にいたるまで、同地域の地位確定に関しては、まだ様々な選択肢が取り沙汰されていたのである¹⁰⁾。とりわけ、パリ講和会議以来、その反ポーランド的な姿勢で知られたイギリス首相ロイド・ジョージがことある毎に東ガリツィア帰属が未定であることを表明していましたし、またウィーンを拠点とする西ウクライナ人民共和国政府も関係各国への外交的な働きかけをやめず、こうした動向は東部国境の早期承認を願うポーランド政府を苛立たせていた。

2 東ガリツィアの自治とユダヤ人

1921年に入るや、西ウクライナ人民共和国政府は、国際連盟に宛てて東ガリツィアでのポーランド当局によるウクライナ人迫害とその窮状を訴える覚書をつづつに送る「覚書攻勢」(ackcja memoriowa)を強め、この問題に対する国際世論の喚

起をはかった。こうした動きは国際連盟内でも反響を呼び、同年2月、連盟理事会は、事務総長エリック・ドラモンド (E. Drummond) の提案をうけて東ガリツィア問題を討議し、同地域に対する主権者はポーランドではなく、あくまで連合国最高会議であることをあらためて言明し、また同年6月には駐ワルシャワ・イギリス大使が、これとほぼ同様の勧告をポーランド政府に行っている¹¹⁾。一方、ポーランドは、東ガリツィア統治の実質性を高めるために、1921年9月には東ガリツィアの暫定的な統治機関を廃して3つの県を設置し、また同月に実施された初の国勢調査に同地域も調査対象に加える挙でた。また、近々行われるはずのポーランドの議会選挙にも、東ガリツィアの参加が想定されていた。ポーランド政府のこうした措置は、当然にウクライナ側の強い反発を招いた。また国際連盟でも、カナダ代表が、カナダ国内の中部諸州（ブレーリー）を中心に多数居住するウクライナ系市民から圧力をうけた本国政府の指示で、連盟理事会に対し、東ガリツィアの国際的な地位を定める法規の策定を急ぐよう連合国最高会議に申し入れるようにとの提案を行うなど¹²⁾、東ガリツィアの処遇が国際場裡であらためて論議される気配が濃厚となり、連盟のポーランド全権団を慌てさせた。

国際連盟におけるポーランド全権シモン・アスケナズィ (S. Askenazy) は、「連盟では明日にもポーランドに反対する意見表明がなされる」かもしれないという切迫した状況を本国に伝え、ポーランド政府に対し、連合国を納得させるためにも東ガリツィアの自治に関する法案の策定を急ぐよう要請していた¹³⁾。しかし、こうした対外的な難局をよそに、この時期、国内では国家元首ユゼフ・ピウスツキ (J. Piłsudski) と憲法制定議会に陣取る右派との対立が先鋭化し、また大戦直後からのインフレーションも収まる気配を見せず、1921年秋以降に登場した諸政府は政治的・経済的な諸困難に足をとられて、いずれも短命に終わり、対外的な要請に十分対処することができなかった。そのため、東ガリツィアの自治に関する法令の制定は、1922年7月末、ヤギェウォ（クラクフ）大学教授で、政治的にはクラクフ保守派に近いユリアン・ノヴァク (J. Nowak) を首班とする内閣が誕生するまで俟たなければならなかっ

たのである。

ノヴァク内閣は、発足と同時に「それまでの政府が尻込みしてきた」¹⁴⁾ 東ガリツィア自治に関する法令の作成に取り組み、1922年8月10日には著名な歴史家で、オーストリアによる統治時代にはガリツィア総督としてウクライナ人問題への対処にも腐心した経験をもつミハウ・ボブジンスキ (M. Bobrzyński) をはじめとする専門家を招いて、政府案の策定にあたらせた。ただその作業には時間が限られていた。第二共和政下で初の議会選挙の日程が迫っており、その選挙は東ガリツィアでも実施されることになっていたからである。ポーランド領として正式に認められていない東ガリツィアを選挙の実施場所として加えることは、連合国強い反発を呼ぶ起こすことも十分に考えられ、ポーランド政府にとり、それは政治的に大きな冒険でもあった。それだけに、政府部内においては、東ガリツィアに付与される自治を法文化し、同地域における今後の諸関係、とりわけウクライナ人の処遇を明らかにすることは、連合国を納得させ、また東ガリツィアのウクライナ人を慰撫して選挙を成功に導くうえで不可欠のことと理解されていた。自治案の作成とその内容に関する連合国との合意は、選挙の公示前に果たされなければならないだったのである¹⁵⁾。

政府にとって幸いであったのは、ボブジンスキには、前年の秋、ポーランド外務省の依頼をうけて、東ガリツィアの自治に関する案を一度はまとめ上げた経験のあったことである¹⁶⁾。こうした経緯もあって法案策定の作業は比較的速やかに進行し、ひと月後の9月11日には作業部会の手になる東ガリツィア3県の自治に関する法案が閣議で了承され、それはすぐさま政府案として議会に上程された¹⁷⁾。

それでは、ポーランド政府が構想した東ガリツィアの自治とはいかなるものであったのだろうか。政府案を一見してまず目を引くのは、東ガリツィアの住民がポーランド人とウクライナ人¹⁸⁾のふたつの民族から構成されることを前提とし、表面的には両民族の平等を保障するようななかたちで諸制度の構築が試みられている点である。政府案の概要を記すならば、まず3つの県にはそれぞれ県議会 (sejmik wojewódzki) が置かれるが、それは、それぞれ同数の議員より成る「ポーランド院」と「ウクライナ

院」のふたつの院 (izba) から構成され、それぞれの院の議員は、ポーランド人とウクライナ人の民族別に設けられたクーリア (kuria: 部門) において選出されることになっていた。ちなみに議員数は、ルヴァフ県議会のみ 100 名 (各院 50 名ずつ) で、他の 2 県は 60 名 (各院 50 名ずつ) とされている。それぞれのクーリアで実施される選挙は、自らの民族的帰属に関する住民の申告 (ただしポーランド人かウクライナ人かのいずれかの申告しか出来ない) をうけて作成される民族台帳 (kataster) に基づいて行われる。

県議会は、宗教、教育、商工業の振興、公衆衛生など、社会・文化の領域で幅広い権限を与えられることになっていた。ただし、それぞれの院は、自民族にのみ関わる事案については単独で審議し、採決を行うことが出来るが、双方の民族にまたがる共通事項については両院合同のもとに審議が行われるものとされている。また、県行政の実務を担う各部局 (wydział) にも、これと同様の制度が導入されている。各部局にはポーランド人とウクライナ人それぞれの問題に専門的に対処するため、ふたつの「民族課 (sekcja narodowa)」がおかれ、それぞれの課には民族に応じたクーリア出身の者が配される。そして、両民族に関わる共通の事案については、両課の協議により事が決せられる仕組みとなっていた。また、一定の制約はあるものの、行政や教育の現場で用いられる言語においても、基本的には二言語 (ポーランド語とウクライナ語) 併用が想定され、当地のウクライナ人にとってはオーストリア支配の時代からの悲願であるウクライナ大学の設置も約束されていたのである。

ただし、県議会の決定が発効するには、ポーランド共和国大統領の裁可と首相および関係閣僚の副署が必要とされ、議会の決定に対して停止権をもつ県知事もワルシャワの中央政府により任命されることになっていた。そもそも、ポーランド人とウクライナ人を個別のクーリアに組織し、そこで選挙された同数ずつの議員から成るふたつの院を設けて、それらに対等性をもたせるこのシステムには、東ガリツィアでは明らかに少数派であるポーランド人社会の利益を擁護しようとする明らかな意図が込められている。とはいっても、これまでウクライナ人に対して政治

的にも社会的にも支配的な立場を享受してきたポーランド人社会の目からすれば、政府案は、容易には呑み難い大幅な譲歩であった。だが、国際連盟をはじめとする国際世論の動向を考慮するならば、ボブジンスキがのちに書き記しているように、さしもの「ルヴァフおよび東ガリツィアのポーランド人社会も、何事ももはやこれまでのようには行かず、ポーランドによるこの地域 (東ガリツィアー筆者) の領有が承認されるためには一定の犠牲を払うことも必要なだと理解し始め」¹⁹⁾ ていたのである。

政府案を審議した議会においても「確たる反対は見られず」、その反応は思いのほか穏やかなものであった²⁰⁾。東ガリツィアに自治を認めることなしには、連合国から東部国境に関する承認は得られないことを知る議会内の諸党派は、それまでウクライナ人に諸権利を認めることには一貫して反対の立場をとっていた右派も含めて、基本的には政府案を了承した。ただし、議会は、政府案にわずかな修正を施した。すなわち、ポーランド国内における県の自治に関する一般的な原則がまだ確立されていない中で、東ガリツィアの 3 県にのみ自治を付与することが、この地域の分離志向につながることを恐れた右派の提案に基づき²¹⁾、政府案には、その前段に、県の自治に関する一般的な原則が加えられることになったのである²²⁾。ともあれ、東ガリツィア自治に関する法案は、1922 年 9 月 26 日、ついに議会での可決を見た。懸案である議会選挙のはばひと月前のことである。

ところが、この自治法は、東ガリツィアのポーランド人にも、ウクライナ人にも歓迎されなかった。こうした雰囲気を、当時の新聞はつぎのように伝えている。「政府案は誰も満足させなかった。それはウクライナ人を苛立たせ、ユダヤ人に動搖を与え、ポーランド人を不快にさせた」²³⁾。そもそも、文化的な自治をのみ約束した政府案に、政治的自立の意識に目覚めたウクライナ人が満足するはずはなかった。ポーランド議会で同案が採択されると、ウィーンの西ウクライナ政府は、すぐさまそれを非難し、東ガリツィアの同胞にきたる選挙でのボイコットを呼びかけている。

一方、東ガリツィアのユダヤ人社会が受けた衝撃はばかりしないものであった。同地域の自治をめ

ぐる論議のゆくえを見守っていたユダヤ人の間からは、ポーランド政府が目指す自治の内容が次第に明らかになるにつれ、すでに失望の声が漏れはじめていた。そして 1922 月 9 月に入り政府案の具体的な内容が漏れ伝えられると、ユダヤ人社会からは不満が噴出した。政府が構想する自治には、ユダヤ人の民族的な権利はおろか、70 万人を自称する東ガリツィア・ユダヤ人の存在など一切考慮されていなかったからである。ルヴフで発行されていた有力紙で、シオニスト系の『フフィーラ (Chwila: 時の意)』は、さっそく「頬をはたかれし者」と題する論説を掲げて、政府案を厳しく批判している²⁴⁾。論者はこう主張する。まず、ポーランド人とウクライナ人という二つの範疇に基づき構想された自治においては、独自のクーリアをもたないユダヤ人は、その基礎となる民族台帳への登録に際しても、また選挙での投票においても、「ポーランド人」か「ウクライナ人」かのいずれかを選択せねばならず、これでは「他の民族」への所属を余儀なくされることになるではないか。したがって政府案は、東ガリツィアに居住するユダヤ人に対して、「自らの尊厳を奪われ、偽りの仮面のもと、にせの名前を名のって異民族の間をぶらつく」「『頬をはたかれし』者の役割を押しつけ」ようとするものに他ならない。ポーランド人、ウクライナ人と並び東ガリツィアの住民を構成する民族としては「定義されなかった 70 万人の市民」であるユダヤ人は、こうした自治に対しては「抗議の集会により、あるいは利用しうるありとあらゆる手段を用いて断固たる反対の態度をとるであろう」。この論説の著者で、東ガリツィア・シオニズムの指導者でもあったレオン・ライヒ (L.Reich) は、文をこのように結んだ。なおライヒは、この記事を書いた後、他のユダヤ人指導者たちとともに、ノヴァク首相に会見を求め、政府案への断固たる反対を表明するとともに、「ユダヤ人・クーリア」の設置を案に盛り込む要求を記した覚書を手渡している²⁵⁾。

しかし、政府による自治構想の中でユダヤ人が一顧だにされないのでないかという不安は、すでに以前から存在していた。実は、国際連盟を舞台とした東ガリツィアの帰属問題再燃の動きに触発されて、1921 年にはポーランド外務省を中心に東ガリツィア自治の構想が模索されていた。そして、その折に

も自治案の策定にあたったのはボブジンスキであった。当時の案では、東ガリツィアの 3 県が「ルーシー県 (województwo ruski)」という名称のもとにひとつつの政治単位に統合されることになっているなど、後の政府案とはいくつかの点で相違が見られるものの、ポーランド人とウクライナ人の 2 民族だけに立脚して構想が練られている点では、両案とも軌を一にするものであった²⁶⁾。ボブジンスキの手になる案の内容は、21 年 12 月はじめ、外務省によって国内の主要機関をはじめ、連合諸国の首都に駐箚するポーランド公館にも送られ、まもなく東ガリツィアの住民の知るところとなる。同案の内容を聞いたレオン・ライヒは、早くも同月 12 日の紙上に論説を著してユダヤ人不在の自治が構想されてゆくことを牽制し、東ガリツィアがあくまで 3 つの民族からなっていることを強調している。またそこには、ユダヤ人クーリアの設置およびユダヤ人民族台帳作成の要求など、ユダヤ人にとって望ましい自治案が提示されている²⁷⁾。それでは、東ガリツィアのユダヤ人は、どのような自治を望んでいたのであろうか。ここでは、ライヒの論説「東ガリツィアの自治とユダヤ人」を手かがりとして見ておくことにしよう。

しばしば指摘されるように、一定の地域に集住している民族とは異なり、地理的には散在して暮らすユダヤ人の場合、「地域的な」(属地的な) 原理に基づく自治は意味を成さない。民族的帰属を自ら判断する個人を対象とした、いわゆる属人的な原理に基づく民族自治こそがユダヤ人の民族的諸権利を保障するはずであった。周知のように、属人的な民族自治を創唱したのは、オーストリアの社会主義者カール・レンナーであるが²⁸⁾、オーストリアの民族問題に対処するために案出された彼の理論は、ハプスブルク帝国の崩壊後も、ポーランドをはじめとする東欧のユダヤ人によって継承され、ユダヤ人の民族的な諸権利を求める闘いにおいて理論的な基礎を提供していた²⁹⁾。ライヒもまた例外ではなく、彼の構想にも、属人的原理に拠る「民族的・個人的自治」(autonomia narodowa-personalna) の要求が見てとれる³⁰⁾。そして、民族的・個人的自治を享受した場合に、ユダヤ人社会の「最も下位の機関」として機能するのが、「ユダヤ共同体 (gmina żydowska)」である。ただし、シオニストであるライヒ

からすれば、その共同体は、一部のユダヤ特権層によって牛耳られてきた従来の「宗教共同体 (gmina wyznawiona)」の性格をもつものではなく、指導層が「このうえなく民主的な基盤に基づく選挙によって」選ばれた、いわば近代的な民族共同体でなければ

ならない。このように変貌を遂げた「ユダヤ共同体」は、以前のように宗教の問題に勤しむだけでなく、「学問、芸術、一般・中等・職業の各学校 (szkolnictwo ludowe, średnie i fachowe)、さらには教師やラビの養成機関まで含む文化的な諸問題、さらには移住に関する諸問題」にまで至るユダヤ人の日常生活全般に携わるものでなければならないとされた。一方、すべての「ユダヤ共同体」を統べる「最高機関」として設置されるのが「ユダヤ民族評議会 (Żydowska Rada Narodowa)」であった。同評議会は、すべての「ユダヤ共同体」の代表を交えた会議でその成員が決定され、名実ともにユダヤ人社会における最高権力となる。同評議会は、ユダヤ人を代表してポーランド政府との折衝にもあたることになるが、その際の政府部内における代理人として、首相によって任命される「国務大臣 (sekretarz stanu)」をもつことも提案されている。

しかし、ライヒが唱えるこうした構想の前には大きな障害が立ち塞がっていた。オーストリア統治下に制定された、ユダヤ教徒と国家との法的な関係を定める法律 (1890年3月21日法)³¹⁾ の存在である。この法律によって、ユダヤ人 (ユダヤ教徒) は共同体 (ゲマインデ Gemeinde: ポーランド語の gmina) に縛りつけられ、国家はユダヤ人をその代表機関であるゲマインデを通じて支配を行ってきた。この「宗教的な性格を帯びた強制的な紐帯」³²⁾ に他ならない共同体の役割を認めた1890年の法律が、実は旧オーストリア領ポーランドでは、ハプスブルク帝国の崩壊後もなお法的効力をもちつづけていたのである。ユダヤ人共同体の近代化を望むシオニストにとっては、ポーランド政府による一日も早い同法の改正が望まれていた。一般のユダヤ人による共同体運営への参与、いわば共同体の民主化は、それを俟ってはじめて成し遂げうるものであったからである。1890年3月21日法の改正の問題は、以後も、東ガリツィアのシオニストにとって最も重要な政治課題

でありつづける。

1922年9月26日に制定された東ガリツィアの自治法はライヒらの期待を全く裏切るものであった。そこにはユダヤ人に対する一片の配慮も見出されなかった。こうして自治の問題において躊躇を経験した東ガリツィアのユダヤ人社会は、議会政治の場で自らの民族的要求を掲げてその実現に努力すべく、きたる議会選挙にその総力を挙げることになる。

1) ポーランド語で「ガリツィア」(Galicja)、ウクライナ語では「ハリチナ」(Галичина)と呼ばれる。ポーランドとウクライナ人の領有をめぐって抗争する場となった「東ガリツィア」(Galicia Wschodnia)の場合、1919年以降、ポーランド政府は、同地域とポーランドとのつながりを強調するため、公文書類には「マウォポルスカ」(Małopolska: あえて訳すならば「小ポーランド」の意)という呼称を用いるようになる。

なお、多民族の混住地域を論じるにあたっては、地名の表記にも十分な配慮が払われなければならないが、本稿では、とくにことわりのない限り、ポーランド語による表記を用いることにする。

2) J. Tomaszewski, *Rzeczpospolita wielu narodów*, Warszawa 1985, s.79. 東ガリツィアのウクライナ人は、その大多数がギリシア・カトリック (現在のウクライナ・カトリック) を信仰しており、ローマ・カトリックを自らの民族性と不可分のものと見なしていたポーランド人と宗教面でも相違を見せていた。このギリシア・カトリックの起源は、ポーランド・リトアニア国家による統治時代に、カトリックの攻勢のもと、ルーシ地方 (ベラルーシおよびウクライナ) の正教徒に対して東方典礼の保持を条件にローマ教皇の首位権を承認させた「ブジェシチ (プレスト) の合同」(1596年) により誕生した「合同教会」にある。ポーランド分割後にガリツィアを領有したオーストリア支配のもとで、ローマ・カトリックとの対等性を示すため「ギリシア・カトリック」と称された同地域の合同派は、19世紀末、ウクライナ人の民族的運動の支柱となった。

3) 「西ウクライナ人民共和国」の形成とポーランド人・ウクライナ人間の抗争については、つきの研究に詳しい。中井和夫「東ハリチナ 1918-1919 - 西ウクライナ人民共和国の形成とウクライナ・ポーランド人戦争」『歴史学研究』513号 (1983年)。同著『ソヴェト民族政策史』(御茶の水書房、1988年)に所収。また西ウクライナ人民共和国の興亡と、レムベルク (ルヴフ) を中心に、東ガリツィアにおけるポーランド人・ウクライナ人・ユダヤ人の関係について丹念に描いたものとして、野村真理「恩讐の彼方—東ガリツィアのポーランド人・ウクライナ人・ユダヤ」望田幸男・村岡建次監修『民族』ミネルヴァ書房、2003年がある。

4) J. Żyndul, *Państwo w państwie? Autonomia Narodowo-kulturalna w Europie Środkowo-Wschodniej w XX wieku*, Warszawa 2000, s.57-59.

5) N. M. Gelber, The National Autonomy of Eastern-

Galician Jewry in the West-Ukrainian Republic 1918-1919, in. *A History of Polish Jewry during the Revival of Poland*, New York, 1990, pp.245-252. しかし、駐ワルシャワ・イタリア公使(1919年10月着任)は、そのようには見ていなかった。独立まもないポーランドの政局をつぶさに観察したトッマシニの回想は、史料として貴重なものであるが、1919年冬になっても戦火がやまないポーランド人とウクライナ人の戦争が語られている箇所では、「ユダヤ人はウクライナ人の側に立った」と断定的に記されている。東ガリツィア・ユダヤ人の当時の苦渋が、外部の観察者にはあまり理解されていなかった一例であろう。F. Tommasini, *Odrodzenie Polski*, Warszawa 1928, s.49. [原版は、*La Risurrezione della Polonia*, Milano, 1925]

- 6) ルヴァフで起こったボグロムについては、つぎを参照。野村真理「レムベルクのユダヤ人—1918年11月のボグロムによせて」『ユダヤ・イスラエル研究』第15号(1996年)
- 7) 一例を挙げるならば、1921年2月25日、ポーランドの右派系日刊紙が、西ウクライナ人民共和国亡命政府が、国際連盟の保護下に東ガリツィアを中立国として独立させるという提案を連盟宛てに行ったことを伝える記事を掲載し、それにつづけて、まさにこれと同じ要求が、「数ヶ月前に」ロンドン滞在中の東ガリツィア・シオニズムの指導者レオン・ライヒ(L.Reich)によって行われたと報じたことがある。"Gazeta Warszawska" nr 55, 25 II 1921., s.1. これに対し、ライヒは、すぐに同紙編集部宛てに書簡を送り、ロンドンにおける彼の活動が「もっぱらユダヤ人の利益のみ代弁すること」にあったことを強調し、「東ガリツィアの帰属については一切口にしてはいない」と、記事の内容を打ち消すことに躍起になっている。"Gazeta Warszawska" nr 63, 5 III 1921., s.2.
- 8) 連合国案の原文(仏語)およびポーランド語訳はつぎのものに所収。Akty i dokumenty dotyczące sprawy granic Polski na Konferencji Pokojowej w Paryżu 1918-1919, cz. 3, Paryż 1926, s. 70-89.
- 9) 東ガリツィアの石油産業は、1909年における世界の総産油量のうち5% (約200万トン) を占め、アメリカ合衆国(61%)、ロシア(22%)についてで第3位を誇った。P. Franaszek, Warunki rozwoju galicyjskiego przemysłu naftowego do roku 1914. [w:] *Galicia i jej dziedzictwo*, t.2: społeczeństwo i gospodarka (Rzeszów 1995), s.265.
- 10) 國際連盟を舞台とした東ガリツィアをめぐる各国の動向については、つぎを参照。Z. Zaks, Sprawa Galicji Wschodniej w Lidze Narodów, "Najnowsze Dzieje Polski 1914-1939", t.XII (1967)
- 11) *Ibid*, s.140-146;
- 12) *Ibid*, s.149-150; L.Mroczka, *Spor o Galicję Wschodnią 1914-1923*, Krako'w 1998, s.195; A. Cienciała, T. Komarnicki, From Versaille to Locarno. Keys to Polish Foreign Policy 1919-1925, Kansas, 1984), pp.174-179.
- 13) M. Bobrzyński, *Wskrzeszenie Państwa Polskiego*, t.II: 1918-1923, Krakow 1925, s.263.
- 14) *Ibid*.
- 15) 政府部内におけるこうした認識については、1922年8月7日、25日、28日に開催された閣僚会議内の政治委員会議事

録にうかがえる。O niepodległą i granice, t.5: Protokoły Komitetu Politycznego Rady Ministrów 1921-1926, Warszawa 2004, s.88-93.

- 16) L. Mroczka, *Spor o Galicję Wschodnią* … s.196.
- 17) Druki Sejmowe Sejmu Ustawodawczego Rzeczypospolitej Polski (以下Druki Sejmowe). Nr 3732.
- 18) ここでも古くからの呼称である「ルーシ人」という語が用いられているが、本稿では「ウクライナ人」という語に置きかえて叙述する。
- 19) M. Bobrzyński, *Wskrzeszenie* … s. 263.
- 20) *Ibid*, s 264.
- 21) S. Gąbiński, *Wspomnienia polityczne*, Pelpin 1939, s. 519-520.
- 22) Druki Sejmowe. Nr 3759. なお、政府案における法令名は、「ルヴァフ県、スタニスワフ県、タルノポル県の自治の原則に関する法(Ustawa o zasadach samorządu województw lwowskiego, stanisławowskiego i tarnopolskiego)」であったが、議会で可決された修正案では、「一般的な県の自治に関する原則、そしてとりわけルヴァフ県、スタニスワフ県、タルノポル県の自治の原則に関する法(Ustawa o zasadach samorządu wojewódzkiego, a w szczególności województwa lwowskiego, stanisławowskiego i tarnopolskiego)」に改められた。しかし、この法令によって約束された自治が実施されることはなかった。
- 23) "Faux - pas", "Nowy Dziennik", nr 244, 11 IX 1922, s.2.
- 24) L. Reich, "Ten, którego się policzkuje", "Chwila" 10 IX 1922. この論説に関しては、つぎに所蔵のタイプ打ちの複写を利用した。Central Zionist Archives (Jerusalem), A14/5-1-1.
- 25) Protest żydostwa wsch. galicyjskiego przeciw statutowi, "Nowy Dziennik", nr 247, 14 X 1922, s.1
- 26) L. Mroczka, *Spor o Galicję Wschodnią* … s.199-200.
- 27) L. Reich, Autonomia dla Wschodniej Galicji a Żydzi, "Chwila", nr 1039, 12 XII 1921, s.1-2.
- 28) レンナーによる属人的な民族的自治の理論については、つぎの翻訳および訳者による解説を参照。カール・レンナー(太田仁樹訳)『諸民族の自決権—特にオーストリアへの適用』(御茶の水書房、2007年)
- 29) J. Żyndul, *Państwo w państwie* ?, 15.
- 30) L. Reich, Autonomia …, s.2.
- 31) この法律については、つぎを参照。野村真理『ウイーンのユダヤ人』(御茶の水書房、1999年) 318~320頁。また、同法がガリツィアのユダヤ人共同体におよぼした影響については、J. Tomaszewski, *Najnowsze dzieje Żydów w Polsce. W zarysie (do 1950 roku)*, Warszawa 1993, s.96.
- 32) J. Żyndul, *Państwo w państwie* ?, s.113.

II 「民族的少数派ブロック」成立とその背景

1 選挙法をめぐって

ポーランドは、三月憲法の制定によって、独立時の革命的な政治的・社会的風潮を反映して用いられ

てきた「共和国 (republika)」という国名が、自国史の伝統により根ざした「共和国 (rzeczpospolita)」という名称に改められ、ここにいわゆる「第二共和政 (Druga Rzeczpospolita)」の発足を見る¹⁾。フランス第三共和政憲法を範として定められた三月憲法は、第二共和政下の政治制度として、執行府の長としての大統領職と、上下両院からなる立法府の設置を定めていた。

ところが、1918年11月の独立以来、国家元首として君臨していたピウスツキと国民民主党を中心とする右派諸勢力との激しい権力闘争は、新しい議会政治のありかたにも影を落とし、右派が最大勢力として君臨する憲法制定議会は、ピウスツキの大統領就任を見越して大統領権限の脆弱化をはかり、また上院の権限にも大きな制約を課して、権力を下院に集中させる規定を憲法に盛り込んだ。そのため、議会政治を疎んだピウスツキが1926年5月にクーデタにより権力を掌握するまでの間、ほぼ全権能を有する下院を中心に展開されたポーランドの政局が、「議会の専横 (sejmowładztwo)²⁾とも称される様相を呈したことは、ポーランド史上に知られるとおりである。ともあれ、憲法制定の任務を果たした憲法制定議会に残された課題は、新憲法のもとに実施された選挙によって選ばれる新議会に政治運営の舵を渡すことであった。さしあたり急がれねばならないのは、新たな選挙法の制定である。

三月憲法は、上下両院の議員選挙に関して「普通、秘密、直接、平等、比例 (stosunkowy)³⁾」投票を謳っていたが、比例性の原則を実際の選挙においていかに適用するのかについては、選挙の細則を定める選挙法に委ねられていた。その新選挙法制定の任にあたったのは、農民党=ピャスト派を率いるヴィトス (W. Witos) を首班とする議会内の中道派による内閣であった。1921年7月、ヴィトス内閣によって示された選挙法案⁴⁾は、下院を360議席、上院を90議席とし、小選挙区制を基本として設けられた各選挙区では、いわゆるドント式によって議席の配分が行われることになっていた。周知のように、小選挙区制は大政党に有利である。これは、政党の離合集散が繰り返された結果、いずれの政党も議会の多数派を形成することができず、それによって立法府に安定的な基盤をもった内閣の出現が阻ま

れてきた憲法制定議会の教訓をヴィトス内閣が鑑みた結果であった。つまり、小政党を排し、一握りの大政党による議会占有を促すべく策定された法案であった。それにも関わらず、同案は、各選挙区における議席配分の方法にドント式を採用している点をはじめ、憲法制定議会のために作成された先の選挙法 (1918年11月28日法) と多くの点で類似していた。

政府案は、憲法制定議会に設置されていた憲法委員会での審議に委ねられることになった。ところが同委員会の構成員の多くは、ポーランドの民族主義政党で、院内で最大勢力を誇る「人民国民連合 (Związek Ludowo-Narodowy)」(国民民主党)⁵⁾を中核とする右派の諸党派、および与党である農民党=ピャスト派の議員であり、そのうえ委員会を主宰したのは、「人民国民連合」の議員で、カトリック聖職者でもあるルトスワフスキ (W. Lutosławski) であった。右派とピャスト派との関係は、当時、必ずしも良好なものではなかった。しかし、小党の乱立に苦しんだ憲法制定議会の悪夢を繰り返さないためには政府案の小選挙区制だけでは不十分であるという認識においては見解が一致していた。また両派ともに、民族的少数派保護条項によって課された民族的少数派の諸権利の保障についても批判的で、ポーランド人の政党による議会の主導を目指すという点においても合意は困難ではなかった。こうしたことから、憲法委員会の作業は、憲法に謳われている選挙における比例性を厳格に適応するのではなく、むしろその原則を骨抜きにして小政党を排除しうるような対案づくりに終始することになった。

1921年11月末、憲法委員会によって作成された選挙法案⁶⁾が、同委員会の第一読会で可決された。同案では、上下両院の議席数がそれぞれ400と100(憲法は上下両院の議席数の比を4対1と規定)に改められ、また全国区の併設が新たに盛り込まれていた。だが特筆すべきは、同案に示された議席の配分方法である。それによれば、議席数の算出はつきのような段階を経て行われることになっていた。

まず、各選挙区においては、全体の有効得票数を当該選挙区に割り当てられた議席定数でわった商が当選基準 (dzielnik wyborczy) として決定され、政党ないし選挙ブロックごとの得票数をこの基準で

割り、まず獲得議席が確定される(96条)。これは比例代表制の計算公式における「ヘアー商」として知られるものであるが、このように議席定数あたりの平均獲得票数を以って議席配分が行われる場合、周知のように議席の定数が充足されないことがあり、同時に多くの死票が生じる。そこでつぎに、各選挙区において死票となった票は、国全体の選挙を統括する国家選挙委員会(Państwowa Komisja Wyborcza)のもとに集約される。同委員会は、選挙区における死票の総数とまだ確定されていない議席の総数を把握したうえで、総得票数を議席数に1を足した数で割って得られる、いわゆる「ドループ商」を全国区における当選基數とし、選挙区における政党ないし選挙ブロックごとの死票の総数をこの基數によって割って得られた商から全国区での議席を確定することになっていた(102条)。しかし、それでもまだ確定しない議席が残りうる。そこで最後に、国家選挙委員会は、まだ確定しなかった議席について、それまでに各党・各選挙ブロックによって獲得されている議席数をドント式によって配分して決定するというものであった(103条)。

しかし、このように3つの段階を経て確定される議席配分の方法は、単に複雑であるばかりでなく、つぎのような問題点をもっていた。まず、有効得票の総数を議席定数で割った商を当選基數とする方法は、有効得票数を $1, 2, 3, 4, \dots$ と整数で順次割ってゆくドント式と比べて死票が多くなる⁷⁾。憲法委員会案によれば、確かにこれら死票は、全国区にまわされて再度利用されることにはなっていたが、委員会案には、少なくとも3つの選挙区で議席を獲得した政党・選挙ブロックのみが、全国区において選挙区での死票を利用することが出来ると規定(101条)、また全国区で獲得できる議席数も選挙区で獲得された各政党の総議席数の最大50%までと制限がつけられていたのである(102条)。また、すでに触れたように、議席定数あたりの平均獲得票数を当選基數とする場合には、議席定数の最下位当選者の獲得票数を当選基數として定数を確実に充足するドント式とは異なり、選挙区での議席定数が満たされないことが十分に予想される。したがって全国区での議席定数も予め定めることができない。実際の選挙において、もし名乗りをあげる政党・選挙ブロックが多く、

選挙区で票が割れるような場合には、多くの議席が確定しないまま全国区にまわされることになり、上に見た全国区での議席算出についての様々な制約を考慮するならば、大政党にとってますます有利な選挙が行われることになってしまう。委員会案では、最終段階での選出方法にも、大政党に利する技巧が施されていた。すなわちドント式を用いて算出される際、1、2、3…という順次整数で割られるのは、政党ごとの、なおも残る死票ではなく、各政党が選挙区・全国区で獲得した総議席数とされたのである(103条)。これでは、小政党にとり、事実上、全国区での議席獲得の道は閉ざされたのも同然であろう。

ポーランド社会党や農民党=解放派をはじめとする中道ないし左派の中・小政党は、全国区を導入することに関しては、選挙における比例度を高めるものとして歓迎したもの、露骨なまでに大政党のみを利する委員会案は受け入れ難いものであり、修正案をだして強く反発した。一方、民族的少数派の政治指導者たちは、上記のような内容をもつ委員会案の中に、「政治的少数派」のみならず、「民族的少数派」を排除しようという意図を見てとっていた⁸⁾。

憲法制定議会には、1921年の段階で11名のユダヤ人議員と6名のドイツ人議員がいた。1919年初頭に同議会の選挙が実施された当時は、新生ポーランドの領土画定にはまだほど遠く、東部を中心に選挙に参加しない諸地方が存在した。とはいえ、憲法制定議会のユダヤ人には、その選挙で45万票を獲得しながら11名の代表しか送ることができず、26万票もの死票をだした苦い経験があった⁹⁾。ユダヤ人議員たちは、選挙法の議論に積極的に加わろうと努める。しかし、わずか11名の陣容では30名以上の議員の署名を必要とする緊急提案を行うことも出来ず、また法案作成の実質的な作業を担う憲法委員会内の小委員会にユダヤ人議員を1名加えるようにとの要求も容れられず、結局は、本会議において指導者イザーク・グリュンバウム(I.Grunbaum)¹⁰⁾を中心し修正要求を重ねてゆくほしかなかった。

グリュンバウムは、まず選挙区での算出方法にドント式を用いないことに異議を唱え、ドント式の採用を求めた。彼が推計するところでは、有効投票数を議席定数で割った商を当選基數とする委員会案では、5人区の場合、有効投票数を10万票と

したときの基準は2万票となるが、ドント式であればわずか基準は1万4000票となるはずであり、それによって生じる差は「途方もない (kolosalny)」ものとなる¹¹⁾。

ユダヤ人議員たちが、とりわけ憂慮したのが選挙区の設定方法であった。周知のように、ユダヤ人は、ポーランドに限らず、都市への集住傾向が強い。戦間期のヨーロッパで最大のユダヤ人口を擁したポーランドでも、ユダヤ人は、首都のワルシャワで住民のほぼ3分の1を占めていたのをはじめとして、大半は大小の都市に居住していた。ところが、政府案においても委員会案においても、選挙区は、都市における票の意義を減じるため、都市を周辺の農村部と抱き合わせにするかたちで設定されていた。これは農村部を基盤とする農民政党=ピャスト派が都市の犠牲のもとに自党の勢力拡大を意図していたことも理由としてはあるが、右派と連携しつつすめられた選挙区設定の背後には、明らかに都市に集住するユダヤ人票の影響力を減じようとする意図が含まれていた。こうした選挙区での戦いを強いられるならば、ユダヤ人は、ユダヤ人住民の多いワルシャワ、ウッチ、ルヴフの3都市でかろうじて1議席ずつを獲得するのが精一杯で、他のユダヤ人の票はすべて死票となることが懸念されたのである¹²⁾。そのため、農民政党に有利な選挙区の設定に対しては言うまでもなく、大政党に利する各条項に反対を唱える社会党などに歩調を合わせながら、グリュンバウムらは選挙区確定方法を見直し、下院の議席数も415に修正することを求めつづけた¹³⁾。

また委員会案では、ポーランド人が多数を占めている地域と、ウクライナ人、ベラルーシ人、ユダヤ人など数多くの非ポーランド系の住民が居住し、一般に「クレスィ (Kresy: 辺境の意)」と呼ばれる東部地域とでは、選挙区の設定には明らかに意図的な差が設けられていた。前者の場合には住民5~6万人につき1議席が与えられるのに対し、後者では7~8万人について1議席と、いわゆる1票の価値に大きな格差を生じるものとなっていたのである¹⁴⁾。

1922年5月にはじまった本会議での選挙法をめぐる審議は、こうした批判にも関わらず、小政党や民族的少数派にとってさらに不利な内容へと修正

されていった。同年7月28日に可決された選挙法¹⁵⁾は、下院444議席、上院を111議席とし、また下院に関しては選挙区の定数を372議席、全国区を72議席（上院では同様に93議席と18議席）と定めていた。そして各選挙区での議席配分には、結局ドント式が採用されることになった（90条）。ただし、全国区での議席配分に与れる政党は、少なくとも6選挙区（上院では3）において議席を獲得していることを条件とし、3選挙区以上での議席獲得を条件とした委員会案よりも制約が強まるものとなっていた（94条）。なお、全国区での議席は、原案にあったように、個々の政党が選挙区においてすでに獲得した議席数に応じてドント式で算出されることになった（95条）。ただし、選挙区の数は当初の68から64へと削減されている。

このような変更が施された選挙法のもとで選挙が実施されることになれば、民族的少数派の惨敗は火を見るよりも明らかであった。とりわけ、選挙区数の減少は、東部地域における選挙の帰趨に大きな影響を与えるものであった。なぜなら、削減された4つの選挙区はすべて東部地域における選挙区の設置見直しによるもので、その結果、これらの地域では、1議席に代表される住民数が全国平均の約7万2000人をはるかに上まわる8~9万人と推定され、ある選挙区の場合には10万人となることすら予想されたからである。また、東部地域の場合、それぞれの選挙区の領域が拡大された結果、それぞれの選挙区が当初の案より多くの都市を抱合することになり、それだけ農村地域における票の重みは低減することになった。しかも、この地域における農村の住民のほとんどはベラルーシ人やウクライナ人であった。すなわち、法案の修正は、東部地域では住民の多数派を占める非ポーランド系の諸民族の政治参加を極力阻止しようとする明白な意図をもつものだったのである。ところが、選挙区の拡大は、農村の民であるベラルーシ人やウクライナ人に大きな打撃を与える一方で、都市の民であるユダヤ人にとっては有利に作用する側面をもっていた。とりわけ、選挙区拡大にともない、各選挙区の議員定数が9~10人となった場合には、ユダヤ人にも議席獲得の可能性が見込まれたのである¹⁶⁾。だが、こうした局地的な有利不利はさておき、この新選挙法が民族的少数派に議

会への進出を許さないものである点では変わりはない。こうした状況のもと、非ポーランド系住民の間には、悲観的な雰囲気が広がりはじめる。それぞれの民族が選挙に対して個々に対応し、またそれぞれの民族内においても諸党派が個別の動きを見せるようなことがあれば、民族的少数派の力は細分化され、ユダヤ人に限らず、民族的少数派の政治参加は絶望的となることは必至であった。こうして、新選挙法は、民族的少数派に何らかの対応を迫ることになったのである。

- 1) "republika" (レブブリカ)、"rzecznopopolita" (ジェチボスボリタ)ともにラテン語の"res publika" (レス・ブブリカ)を語源としている。分割前のポーランドでは、自らの国家が "Rzecznopopolita"として意識されていた。"Rzecznopopolita"が正式な国名として謳われた三月憲法以降のポーランドが「第二共和政」と称される所以である。第一次世界大戦直後の急進化した社会情勢の中で成立した、左派勢力主導のいわゆる「人民政府 (rządy ludowe)」は、"republika"をポーランドの国名に採用したが、三月憲法下の議会では、左派の議員たちによって意図的に"republika"という語が用いられる場面も見られた。なお、ポーランド史における "Rzecznopopolita"という用語のもつ意義とその変遷については、井内敏夫「ジェチボスボリタ、あるいはポーランドにおける共和主義の伝統について」『史観』第124冊(1991年)に詳しい。
- 2) "sejmokracja"とも呼ばれる。一般には、下院がほぼ全権能を有していた第一議会期(1922~27年)における議会政治の態様に対する批判を含意する言葉として用いられるが、例えば、W. Miklaszewski, *Sejm w latach 1919-1922 r.*, Warszawa 1981. のように、論者によつては、憲法制定議会期(1919~22年)に対してもこの用語を適用している。
- 3) "stosunkowy (相対的な)"という語は、ここでは "proporcjonalny (比例的な)"と同義である。
- 4) Druki Sejmowe. Nr 2965.
- 5) 国民民主党 (Narodowa Demokracja、正式には Stronnictwo Demokratyczno-Narodowe)は、1897年にロシア領ポーランドで設立され、その後ドイツ領、オーストリア領にも結成されたポーランドの民族主義政党で、反ユダヤ主義、反社会主義などのスローガンを掲げて勢力をのばし、独立後のポーランドの政界においても大きな影響力をもった。なお同党は、憲法制定議会の設立に際して党名を「人民国民連合」(Związek Ludowo-Narodowy)と改めるが、その後も、一般的には Narodowa Demokracja (国民民主党)という呼称が用いられづけた。この点、学術的な著作においても同様の傾向が見られるが、議会政治をテーマとしている本稿では、当時の正式な党名「人民国民連合」を用いる。
- 6) Druki Sejmowe. Nr 3103.
- 7) ドント式は、ベルギーのハレ大学教授ドント (Wiktor D' Hondt)によって発案された比例代表の選出方法である。

ある選挙区の議席定数を 18 とし、同選挙区において A、B、C、D、E の 5 つの政党がそれぞれ 89,964 票、59,392 票、32,383 票、24,185 票、10,178 票の有効票を獲得したとすれば、ドント式による議席配分は以下のようになる (商の小数点以下は切捨て)。

	A 政党	B 政党	C 政党	D 政党	E 政党
1で割ると	89,964 ^{1*}	59,392 ²	32,383 ⁴	24,185 ⁷	10,178
2で割ると	44,982 ³	29,696 ⁶	16,191 ¹¹	12,092 ¹⁵	
3で割ると	29,988 ⁵	19,797 ⁹	10,794 ¹⁸	8,061	
4で割ると	22,491 ⁸	14,848 ¹³	8,095		
5で割ると	17,992 ¹⁰	11,878 ¹⁶			
6で割ると	14,994 ¹²	9,898			
7で割ると	12,852 ¹⁴				
8で割ると	11,245 ¹⁷				
9で割ると	9,996				

* 数字右上の番号は当選順位を示す。

この場合、18 位の当選者の得票数である 10,794 が当選基數となる。これによって、A 政党は 8 議席、B 政党は 5 議席、C 政党は 3 議席、D 政党は 2 議席をそれぞれ獲得することになり、E 政党は議席を獲得できない。なお、上記の表は、憲法制定議会選挙実施に際して発布された 1918 年 11 月 28 日の選挙規則 (Dekret o wyborach do Sejmu Ustawodawczego) に付けられた資料をもとに、筆者が作成した (一部改変)。T. Rzepecki, *Sejm Rzeczypospolitej polskiej 1919 roku*. Poznań 1919, s.25-26.

- 8) 下院本会議におけるグリュンバウムの発言 (1922 年 7 月 28 日) Sprawozdanie stenograficzne Sejmu Ustawodawczego (以下 SSSU), 28 VII 1922, posiedzenie (以下 pos.) 332, l.22.
- 9) J. Żyndul, *Państwo w państwie?*, s.152.
- 10) ロシア領ポーランドにおけるシオニズムの指導者で、両大戦間期にはポーランド・ユダヤ人社会において大きな影響力をもち、また国際シオニズム運動の中でも重要な役割を演じた。1930 年代はじめにはパレスチナに移住し、イスラエル建国後は初代内相を務めた。
- なお、一般にユダヤ人の人名表記については統一されていない場合が多いが、グリュンバウムについても、ポーランド語史料には Grünbaum のほかに Grynbauam という表記もしばしば現れ、また他の欧語文献では Gruenbaum などと表記されることもある。本稿では、ユダヤ人に限らず、民族的少数派議員の人名については、つぎの文献中の議員名簿の表記にしたがう。H. Mościcki, W. Dzwonkowski, *Parlament Rzeczypospolitej Polskiej 1919-1927*, Warszawa 1933.
- 11) 下院本会議におけるグリュンバウムの発言 (1922 年 5 月 9 日) SSSU, 9 V 1922, pos.305, l. 24.
- 12) Ibid, l. 30. これら 3 都市のユダヤ人口および住民において占める割合 (1931 年時) は、ワルシャワで約 35 万人 (30%)、ウッチで約 20 万人 (33%)、そしてルヴフでは約 10 万人 (32%) であった。J. Tomaszewski, *Ojczyzna*, s. 98.
- 13) 下院本会議におけるグリュンバウムの発言 (1922 年 5 月 10 日) および憲法委員会案に対するユダヤ人議員グループによる修正動議。SSSU, 10 V 1922, pos. 306, l. 6; Druki

Sejmowe, nr 3444, Załącznik 2, s.14; Załącznik 3, s.54-58.

14) この場合の全国平均は約 6 万 5000 人につき 1 議席。

J. Zyndul, *Państwo w państwie?*, s.153.

15) Ordynacja wyborcza do Sejmu i Senatu (Ustawa z dnia 28 lipca 1922).

16) J. Zyndul, *Państwo w państwie?*, s.154.

本稿は、平成 16~18 年度科学研究費基盤研究 (C) 「両大戦間期ポーランドにおける政治的シオニズム運動の展開と変容に関する研究」の成果の一部である。